

ホーチミン市人民委員会

No. 1490/UNBD-VX

ホーチミン市における COVID19 予防・防止措置の継続について

2020 年 4 月 23 日

ホーチミン市

宛先：各部局代表者

市内各行政単位人民委員長

ホーチミン市が「感染リスクのある地域」に分類された 4 月 22 日の政府のオンライン会議におけるグエン・スアン・フック首相の結論を実現するため、ホーチミン市は、引き続き Covid19 の予防・防止に関する措置を実現していかなければならない。

当市における、Covid19 の予防・防止措置の結果と感染症の現状を踏まえ、市人民委員長兼市の Covid19 予防・防止指導委員会委員長は、以下のとおり、政府及び保健当局の指導に沿って感染症の予防・防止措置を引き続き実施することを要請する。

1 引き続き、活動を一時的に停止する分野

1.1 美容関連施設、美容整形・手術、スパ、リハビリセンター、マッサージ、サウナ、娯楽施設、舞台、映画館、結婚式場、ディスコ、バー、カラオケ、パブ、ビアクラブ、カラオケカフェ、インターネット・ゲームカフェ、各種スポーツセンター、屋内スポーツ施設。

1.2 ホームステイや Airbnb 等の宿泊形態における新規宿泊客の受け入れ。

1.3 各宗教、信仰、礼拝施設における 20 名より多くを集めた宗教儀式・活動

1.4 20 名より多くを集める活動・集会

1.5 職場、学校及び病院以外の公共の場における 20 名より多くを集めた活動・集会

2 上記 1 に明記されない分野は、活動を許可される。ただし、中央政府による Covid19 の感染予防・防止実現における安全活動水準の評価基準の規定、管理の受け入れ、管理当局及び地方政権による監督を厳格に実現しなければならない。

3 国家機関は平常の業務を行う。ただし、出勤及び連絡のため出勤する者に対する厳格な予防・防止措置の規定を厳格に実現する。各会議終了後には、会議出席者と接触した物等

を消毒し、会議室の衛生を保つ。郵便や Web を通じた行政手続きを促進する。また、オンライン会議や業務は IT 技術を活用する。

4 公共の場及び職場において、マスクの着用を厳格に実施する。各種公共の場において、人と人の間に最低 2m の距離を保つ。真に必要な限り、住民は自宅を出ないようにする。

5 上記内容は 4 月 23 日から開始され、新たな指導やガイドラインが発出されるまで適用される。

市内の各レベルの首長は、上記指導内容を厳格に実施し、市人民委員長に対して責任を負う。

ホーチミン市副人民委員長
レー・ティン・リエム